

## 本会議における 議案質疑

今定例会では延べ20名の議員が質疑を行いました。  
採決の際、討論を行った議案には **討論あり** と表示し、  
その内容は5ページに掲載しました。

### 議案第47号

## 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正

川越志政会

**問** 保育士資格を持たない理学療法士等を保育士と見なすことによるデメリットは。

**答** 理学療法士等は保育の専門資格を持たないため、保育士との知識・経験の差を懸念する声がある。そのため、国の基準では理学療法士等が保育に関わる際に施設の保育士の支援を受けられる体制を確保し、原則として保育士とグループを組み、同一の保育室で保育を行うこととしている。また、施設長は理学療法士等に対し、研修機会の確保など、資質向上に努めることとされている。これらにより現時点では大きなデメリットはないと考える。

### 議案第48号

## 保育料等に関する条例の一部改正

公明党

**問** 条例改正の背景は。

**答** 令和8年度から本格実施となった乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の公定価格の告示を受け、市立保育所の当該事業に係る保育料を改めるものである。

**問** 令和7年度の試行的事業の分析結果を令和8年度の事業にどのように反映させているのか。

**答** 分析結果や利用者アンケートの意見を市内事業者と共有するとともに、低年齢児の利用ニーズを捉え、市立保育所として事業を実施している名細保育園、脇田新町保育園の利用対象年齢を引き下げなどの対応を図った。

### 議案第49号

## 開発許可等の基準に関する条例の一部改正

川越未来の会 | 公明党 | 初雁自由政令会 | 日本共産党

**問** 区域指定を行う際、地域住民への説明や意見の聴取はどのように行うのか。

**答** 条例の施行規則および指定運用方針に基づき、土地利用に関する計画案を作成し、地域住民へ計画案の周知および意見聴取を行う。

**問** 自己用住宅の基準について、親族要件を6親等から3親等に見直す理由は。

**答** 都市計画法第34条第12号の一定要件を満たす個人の分家住宅として適切ではない事例があるため、扶養義務のある3親等内に見直しをする。

**問** 従前から居住している農家やその分家の住宅について、条例改正による影響はあるのか。

**答** 農業を営む者の住宅等の建築は都市計画法で許可不要となる開発行為として規定されており、また、分家住宅の親族要件の厳格化は従前から居住している分家住宅を対象としていないため、いずれも条例改正の影響はない。

**問** 産業用地を創出するための新たな開発手法として、なぜ条例改正が必要なのか。

**答** 総合計画等で位置付けた土地利用想定箇所において、民間開発を誘導し、土地利用転換を図ることで産業用地を創出し、企業誘致を進めているが、都市計画手続き等に相当な期間を要していた。そのため、総合計画等で沿道型利用地と位置付けた幹線道路沿いでの個別開発の許可基準を見直し、新たな開発手法を創設することにより、スピーディーな土地利用転換と企業誘致のさらなる促進が期待できることから、今回の条例改正に至った。

**問** 産業系12号が新たな企業誘致につながる一方、市街化調整区域に大規模な工場が稼働すると住環境や農業に負荷がかかることがある。指定区域に通学路が含まれる場合、育成会や地元自治会に説明する機会を設けるのか。

**答** 条例の施行規則および指定運用方針に基づき、産業系12号の指定区域内および区域周辺の住民に対して市が作成した土地利用に関する計画案を周知し、意見聴取を行う。その上で、地元自治会や育成会などの学校関係者からの意見を踏まえた計画案に沿って、区域指定の手続きを進めていきたいと考えている。

### 議案第50号

## 市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例の一部改正

初雁自由政令会 | 無会派

**問** 審議会では市の将来をどのように予測しているか。

**答** 本市の児童生徒数が今後も減少し、一定の集団規模が確保できなくなると良好な教育環境を維持することが困難になり、学校運営上の問題が生じることが懸念される。

**問** 10年後、目標使用年数に達する学校施設の更新費用は。

**答** 一般財団法人建築保全センターが示す単価を基に試算すると、総額247億700万円となる見込みである。

**問** 小中学校適正規模・適正配置の市の今後の進め方は。

**答** 基本方針を今年度策定し、児童生徒、保護者、地域住民の意見も踏まえ、具体的な計画を策定していく。